

あなたのふれあい活動を市が応援します

令和8年度

富士宮市市民活動災害補償制度

問い合わせ先 : 富士宮市役所市民部・市民生活課市民安全係
電話 22-1130 (直通)



市民活動災害補償制度ってなあに？

市内各地域では、自治会活動のほか、生活環境の美化運動、青少年健全育成活動、スポーツ・レクリエーション活動、高齢者や身体の不自由な方への援助など、善意あるボランティアや指導者により支えられた様々な活動が行われています。

これらの活動には、十分な安全対策が必要とされていますが、偶発・突発的な事故が起これないとも限りません。この制度は、このような「市民活動中の事故」に備え、指導者や参加者が安心して活動できるよう、賠償責任事故や傷害事故に対する補償制度を市民の皆様様に提供する制度です。

加入費用なし！

加入は市が行いますので、団体や個人の費用負担はありません。

この制度の補償内容は？

＜対象となる事故＞

賠償責任事故 … 市民団体等の指導者などが、活動中に管理監督の不手際や指導・誘導のミスなどによって、参加者や第三者の生命、身体、財物もしくは受託品に損害を与え、指導者などが被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

傷害事故 … 市民団体等の指導者やボランティアまたは各種事業の参加者などが、市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、ケガをしたり死亡したような場合に対象となります。※参加者に観客、見物人は含まれません。

＜賠償責任事故のてん補内容＞

てん補限度額（保険金額）の範囲内で次の費用が支払われます。
ただし、免責金額(自己負担額) 1事故につき5,000円を超える部分について補償いたしません。

＜傷害事故のてん補内容＞

入院・通院補償金については、事故の日から7日経過後もその状態にある場合に限り、治療開始の日から支払われます。

＜補償の金額(てん補限度額)＞

賠償責任事故	身体賠償	1人 6,000万円 1事故 2億円
	財物賠償	1事故 500万円
	受託品賠償	
傷害事故	死亡	1人につき 500万円
	後遺障害	1人につき 500万円～15万円(程度によって)
	入院	1日につき 3,000円(事故の日から180日を限度)
	通院	1日につき 2,000円(受傷の日から180日までの間において90日を限度)

対象となる市民活動は？

市民活動とは・・・市民団体等が行う地域社会活動等で、本来の職場を離れて、継続的、計画的又は臨時の公益性のある直接的活動をいう。(活動例は次ページをご覧ください。)

市民団体とは・・・市民により自主的に構成された団体又は市民活動の遂行に責任を負うもの

(例：自治会、無償ボランティア団体など)

公益的な活動とは・・・広く市民のためになる活動

＜対象となる市民活動＞

活動の種類	具 体 例
地域自治会活動	①自治会の総会または運営委員会で決定された活動および行事 ②自治会の会則等に基づく所定の手続きを経て決定された活動および行事 行事例) 廃品回収、河川・道路等の清掃作業、お祭り、運動会、球技大会(フットボール、バレーボール等)、歩け歩け運動、マラソン大会等の主催活動
社会福祉奉仕活動	①社会福祉施設等への援護活動(建物修理、植樹の手入れ、行事手伝い等) ②在宅老人、身障者(児)等への援護活動(ホームヘルプ、手話通訳等の手伝い) ③公共的団体が行う社会奉仕活動の支援活動
社会的奉仕活動	①防犯、防災、防火、交通安全等の活動 ②公共施設等の清掃活動 ③地域社会活動、社会教育活動及び市主催のスポーツレクリエーション大会における指導または運営活動
地域社会活動	①地域に根ざした防犯、防災、防火、交通安全等の活動 ②地域に根ざした清掃活動 ③地域に根ざしたお祭り、盆踊り等の活動 ④子ども会、青年会、ボーイ・ガールスカウト等の青少年育成活動 ⑤地域の国際交流活動
社会教育活動	①市が主催する社会教育活動への参加 ②市民団体が主催する社会教育活動(広く市民を対象としたもの)への参加
市主催の所定のスポーツ大会への参加活動	市主催のスポーツ活動への参加 ※スポーツ大会の参加者のうち指導者および運営従事者については、 <u>社会的奉仕活動</u> に含めます。
往復途上の取扱い (傷害事故)	上記の活動には、原則として活動に参加するための所定の集合・解散場所と参加者の住居との通常の <u>経路往復中(行き帰り)</u> を含めます。

＜対象とならない市民活動・事故(主なもの)＞

- (1) 日本国外で行われる活動
- (2) 有償のボランティア活動
- (3) 受託した活動
- (4) コミュニティ活動の開催にあたり職務として従事している場合
- (5) 政治、宗教及び営利を目的とした活動による事故
(神社や寺が主催、共催、運営する祭り及び行事における事故を含む)
- (6) 指導者等及び従事者の故意により発生した事故
- (7) 既往の疾病や脳疾患、心神喪失による事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象による事故
- (9) 学校管理下における児童・生徒の活動
- (10) PTAの学校教育活動、懇親会、視察旅行
- (11) 山岳登山、ハングライダー等危険なスポーツによる事故
- (12) スポーツ活動、文化活動又は芸術活動を専ら自らのために行う市民団体等の活動(趣味・サークル・レクリエーションなどの活動)による事故(ただし、指導者等の事故を除く)

事故が起きてしまったら？

万一、事故が起きてしまった場合は、下記の受付窓口にご連絡ください。
各窓口から指定様式（事故報告書）で申請することになります。

関係団体・グループ名等	受付窓口課	直通電話
自治会の体育行事、体育関係団体ほか	スポーツ振興課	22-1190
家庭教育学級、高齢者学級、公民館利用団体ほか	社会教育課 南部公民館 富士根北公民館 西公民館 芝川公民館 (くれいどる芝楽) 柚野公民館	22-1186 23-2818 23-3896 22-3355 65-0402 66-0100
婦人団体、青少年団体、ボーイスカウト、ガールスカウト、母親クラブほか	社会教育課	22-1188
芸術文化関係団体ほか	文化課	22-1187
子ども会	こども未来課	22-1146
市主催の清掃運動 自治会の清掃活動 (各種の団体が個別に実施する清掃活動は、それぞれの団体の所管課で受付をします。)ほか	生活環境課	22-1137
自然保護団体、花の会ほか	花と緑と水の課	22-1168
自治会関係、交通安全活動、消費者団体ほか	市民生活課	22-1130
交流センター利用団体ほか	市民交流課	22-1165
防災活動ほか	危機管理局	22-1319
福祉活動ほか	福祉企画課	22-1457
○上記以外の団体は、団体を所管する課で受付いたします。 ○市主催の行事のときは、行事を担当している課で受付いたします。		

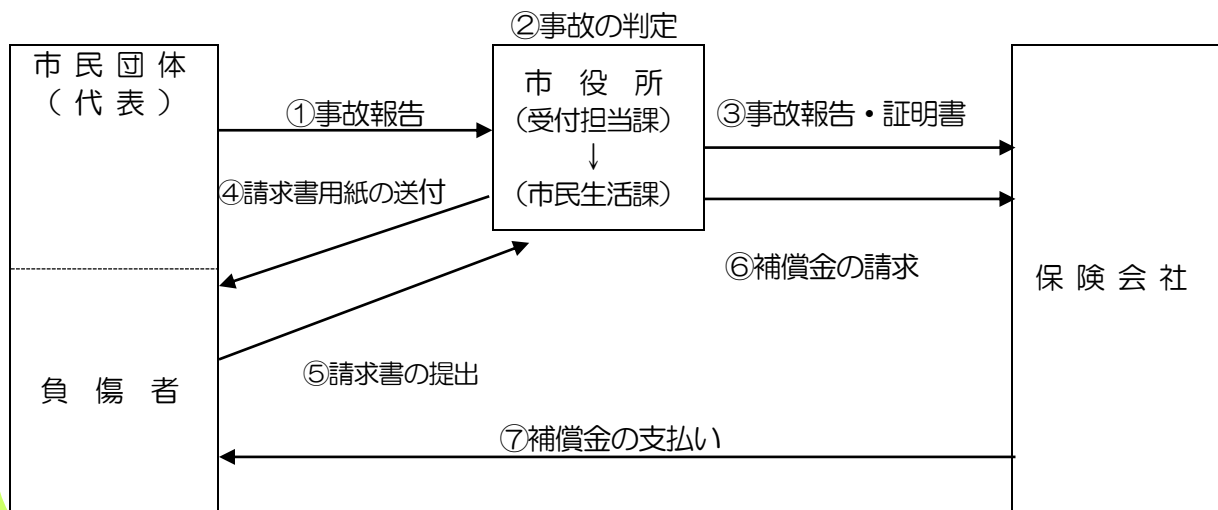
《補償金請求について》

市に事故報告書（指定様式）が提出されますと、市が取扱代理店に事故報告をいたします。代理店での受付後、市から負傷者等の補償金請求者に対して、請求に必要な書類を送付しますので、治療（※）が終わりましたら所定の書類に記入して、市へご返送ください。市から、保険会社に請求し、後日、指定の口座に補償金が支払われます。（詳しくは別紙『補足1』をご覧ください。）
※治療とは医師によるものであり、接骨院等での柔道整復師による施術は原則として対象外です。

《事故を起こさない為に》

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 事故防止に関する注意を全員に徹底したか。 | ⑥ 責任の所在と分担は明確化されているか。 |
| ② プログラムに無理はないか。 | ⑦ 緊急時の体制はできているか。 |
| ③ 活動の場やコースの安全確保はしたか。 | ⑧ 参加者の健康状態はだいじょうぶか。 |
| ④ 使用用具などの点検はしたか。 | ⑨ 活動にあった服装をしているか。 |
| ⑤ 十分な数の監督者、指導者がいるか。 | ⑩ 参加者名簿と参加者はチェックしたか。 |

＜傷害事故が起きた場合の手続きの流れ＞



事故発生

- ① 「事故報告書」の作成、受付窓口課へ提出
 - ・事故報告書は、市民生活課または受付窓口課、市HPに様式があります
 - ・事故報告者は、団体の代表者名でお願いします
 - ・事故発生から15日経過後に事故報告書を提出する場合は、遅延理由書を提出してください
 - ・受付窓口課……パンフレットP4を参照
- ② 市役所（受付窓口課・市民生活課）で、事故の判定
- ③ 市役所（市民生活課）で「事故証明書」を作成、保険会社に書類を送付
- ④ 補償金請求書用紙を市役所より負傷者等（補償金請求者）に送付
- ⑤ 負傷者等（補償金請求者）は、完治後、「補償金請求書」に記入・押印し、病院の領収書の写しを添付し市役所へ送付
 （事故日より180日を経過しても完治しない場合は、その時点で提出）
- ⑥ 市から保険会社に補償金請求
- ⑦ 保険会社より補償金の支払い（負傷者等の指定口座へ）

終了

＜対象となる事故＞ 傷害事故 の

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- (1) 「急激」とは、突発的に発生することを意味します。
 …傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
- (2) 「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。
 …「偶然」とは、「事故の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
- (3) 「外来」とは、傷害の原因が被補償者の身体の外からの作用によることをいいます。

- 事故が直接的な原因で起きた傷害であること。
- 脳疾患、疾病など身体の内的な原因でなく、外からの作用が原因で起きた傷害であること。
 (外からの作用 (例)：投げたボールが顔に当たった、転んで地面に頭を打ったなど)

傷害事故の補償金が支払われない場合

～ 制度の対象とならない場合 ～

- (1) 次のような事由により生じた傷害
- ① 指導者等又は参加者の故意による事故
 - ② 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象による事故
 - ④ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故
 - ⑤ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔い運転による事故
 - ⑥ 山岳とはん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
 - ⑦ 他覚症状のないむちうち症や頸椎症などの頸部症候群又は腰痛
- (2) 上記のほか、保険契約に係る保険約款において免責とされる事故